

第11回 輸出入申告データを活用した共同研究 に関する有識者会議

財務省

令和6（2024年）年6月21日

検討事項

1. ガイドライン等の改正について

2. 既採択研究における申出内容の変更について

等

1 . ガイドライン等の改正について

ガイドライン等の改正について

■ 主な改正点

● 第5「個票データ等の利用申出手続」の改正

提出される研究計画の具体性を高めるべく、審査の対象となる申出書及び添付書類の提出に先立ち、利用申出を行う意向を表明する書類の提出を求める旨を、ガイドラインに明記する。

実際の運用においては、意向表明書類の内容を踏まえ、財務省が必要と判断する場合には、研究計画の具体性を高めるために提出者と協議を行うことを想定する。

【改正後】※以下の下線部を改正

「ガイドライン 第5「個票データ等の利用申出手続」」

5 利用申出の期間と方法

財務省は、1年に1回程度、共同研究への申出者の公募を行い、財務省の定める手続きに従って、代表者になっている申出者からの申出書の提出を郵送又は電子メールによって受け付けるものとする。また、財務省は、申出書の提出に先立って、申出に係る意向を表明する書類の提出を求めるものとする。

具体的な公募の方法、受付期間、受付窓口等については、財務省のホームページにて事前に公表するものとする。

ガイドライン等の改正について

■ その他の改正点

- 第5「個票データ等の利用申出手続」の改正にあわせて、公募審査の観点进行明記
 - ・ 研究計画書の審査時の観点として、「研究計画の具体性」进行明記（第6の2(5)②）
- 申出者等の予見可能性を高めるため、従来の運用上の取扱い进行明記
 - ・ 個票データ等の利用期間延長手続きにおいて、有識者会議の助言をを求めることを明記（第9の4(2)柱書）
 - ・ 個票データ等の利用期間延長手続きにおける審査時の観点として、「研究計画等に沿って研究を着実に遂行していること」进行明記（第9の4(2)⑤）
 - ・ 研究成果の公表前審査について、新たな研究成果については、公表を予定する日の原則として1か月以上前までの報告を求めることを明記（第11）
- ガイドライン改正に合わせて、個票データ等の利用規約进行改正
 - ・ 研究成果の公表前審査の報告時期について、ガイドラインの規定に合わせて明記（利用規約第10）

2. 既採択研究における申出内容の変更について

既採択研究における申出内容の変更

変更の概要 ①

第2期共同研究の深尾教授チームより、申出内容の変更について届出があったところ、ガイドラインの規定に則り、有識者会議での審査が必要となるため、ご意見を賜るものである。変更の概要は下記のとおり。

①利用者の追加

個票データの利用者として、川窪悦章氏（東京大学大学院経済学研究科特任助教）の追加を希望

②輸出入申告データと照合を行うデータの追加

「TSRデータ」および「経済構造実態調査」の追加を希望

③利用する輸出入申告データのデータ期間の追加

従来は2014年～2021年のデータが利用可能であったところ、新たに2022年分のデータの追加を希望

変更の概要 ②

第3期共同研究の齊藤教授チームより、申出内容の変更について届出があったところ、ガイドラインの規定に則り、有識者会議での審査が必要となるため、ご意見を賜るものである。変更の概要は下記のとおり。

①利用者の追加

分析結果等のみ利用者として、Andrew Bernard氏（早稲田大学現代政治経済研究所特別研究所員）およびAndreas Moxnes氏（同）の追加を希望

ガイドライン（抜粋）

第9 利用後に申出書の記載事項等に変更が生じた場合

1 利用者の都合により変更が生じた場合の手続

財務省による承諾がなされた申出書に係る記載事項について、利用者の都合により変更が生じた場合は、次のとおり対応する。

(1) 有識者会議の審査を要しない変更（略）

(2) **有識者会議の審査を要する変更**

(1)以外の場合は、再度審査を行う必要があるものとし、申出者は、原則として改めて申出書を提出するものとする。ただし、申出書の記載事項のうち1項目のみを変更する場合は、記載事項変更依頼申出書により申出を行うことができる。

財務省は、記載事項の変更の申出を受けた場合は、当該申出の審査を第6の規定に準じて行い、その承諾・不承諾について第7の規定に準じて代表者になっている申出者に通知する。

なお、有識者会議の審査を要する変更が生じた日から、財務省が再度、個票データ等の利用の承諾をするまでの間、当該変更に基づく個票データ等の利用はできないことに留意する。

2 利用者の変更

利用者の変更については、次のとおり対応する。

(1) 略

(2) **利用者の追加又は交代**

利用者の追加又は交代の必要が生じた場合は、記載

事項変更依頼申出書により申出手続を行う。なお、財務省は、1(2)の規定に準じて、個票データ等の利用の承諾をする。

ただし、分析結果等のみの利用者が交代する場合において、両者の所属機関が同一の場合は、有識者会議の審査を省略するものとする。

なお、追加又は交代によって、新たに個票データの利用の承諾を受けた利用者は財務省に対して第8の1に掲げる書類を提出するものとする。財務省は当該書類の提出を受理した後、利用者が財務総合政策研究所の客員研究官に任用されることをもって、個票データの利用を可能とする。新たに個票データの利用の承諾を受けた利用者が財務総合政策研究所職員である場合には、承諾したことをもって、利用可能とする。

3 利用するデータ期間又はデータ項目の追加又は変更

代表者になっている申出者が**研究計画の遂行のために、利用するデータ期間又はデータ項目の追加又は変更を希望する場合**、追加又は変更が必要な理由等を記載した記載事項変更依頼申出書により申出手続を行う。なお、財務省は、1(2)の規定に準じて、**記載された理由等が研究計画と整合的であるか審査を行い、追加又は変更の諾否について決定**する。